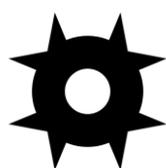


井川町公共施設等総合管理計画



平成29年3月

(令和4年3月改訂)

秋田県 井川町

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	対象施設	3
II	公共施設等を取り巻く現状と将来見通し	4
1	人口の将来見通し	4
2	財政の状況	5
3	公共施設の保有状況	7
4	将来更新費用（単純更新した場合）の見込み	12
5	将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合） の見込み	19
6	現状や課題に関する基本認識	28
III	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	29
1	計画期間	29
2	推進体制	29
3	公共施設等の管理に関する基本方針	29
IV	施設類型ごとの管理に関する基本方針	32
1	建物系施設に関する基本方針	32
2	インフラ系施設に関する基本方針	36
V	フォローアップの実施方針	37

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、高度成長期以降に急速に整備を進めてきた公共施設が大量に更新期を迎え、その老朽化対策が全国的に大きな課題となっています。この状況のなか、国においては平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定、平成 26 年 4 月には全国の地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

本町においては、これまで一貫して過剰な投資はせず公共施設についても保育・教育施設や診療施設等の統合を実施するとともに、施設の耐震化や年次的な維持補修等を重点的に進め適正な維持管理に努めてきました。しかしながら、今後更なる人口減少等により施設の利用需要が変化していくことに加え、厳しい財政状況下において維持管理や老朽化対策に係る費用が増大することが予想されることを踏まえ、これまで以上に長期的な視点を持って対応していくことが求められます。

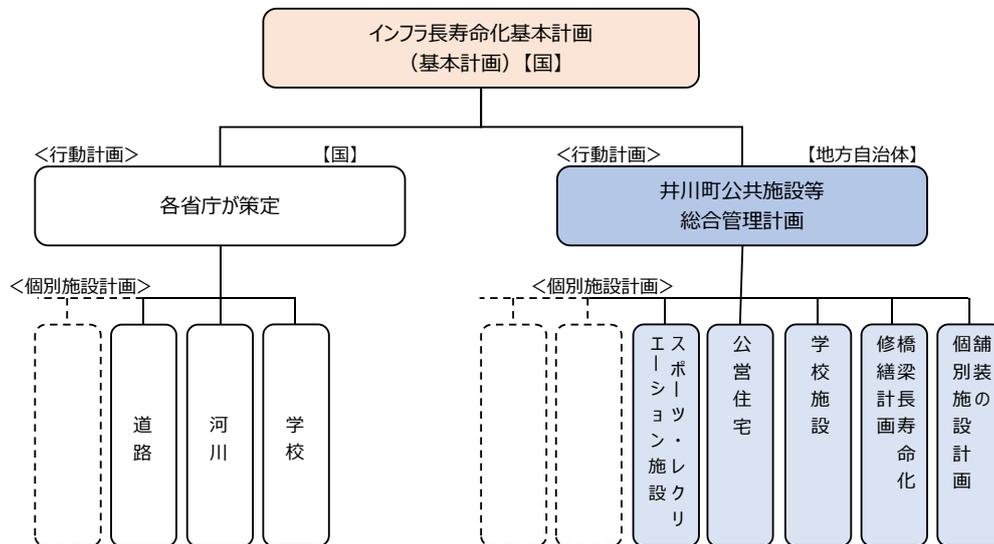
公共施設の機能を適正に維持しつつ、また、将来の需要変化に柔軟に対応し、次世代の負担軽減を図ることを目的として平成 29 年 3 月に「井川町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後は、策定された公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、充実させていくことが重要であることから、総務省より、平成 30 年 2 月 27 日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」、令和 3 年 1 月 26 日に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示されました。これらに記載された総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を踏まえて、「井川町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という）」を改訂しました。

2 計画の位置付け

本計画は、国が定めている「インフラ長寿命化計画」や、町が策定している「井川町総合振興計画」の計画理念を踏まえ、また目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を定めた「井川町人口ビジョン」と今後5年間に取り組むべき地方創生に関する施策を定めた「井川町総合戦略」等関連計画との整合性を図りながら、町が所有する公共施設等の管理や利活用に関する基本的な方向性を定めるものです。

本計画は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置付けられる計画で、本計画の目標達成に向けては、図のようにそれぞれ個別の施設計画を実施することにより進めていきます。



3 対象施設

本町が所有する役場庁舎や公民館・学校などの建築物系施設や、道路・橋りよう・上水道・下水道などのインフラ系施設として町が所有する公共施設を対象とします。

■対象施設の分類

公 共 施 設	建築物系施設	1	町民文化系施設	農村環境改善センター・地区分館・集会所・ふるさと交流センター・コミュニティセンター 等
		2	社会教育系施設	歴史民俗資料館
		3	スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館・武道館・スポーツ交流館・山村広場
		4	学校教育系施設	小学校・中学校
		5	子育て支援施設	こどもセンター・児童館 等
		6	保健・福祉施設	健康センター・老人福祉センター・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム
		7	医療施設	診療所・歯科衛生センター
		8	公営住宅	町営住宅・教員住宅
		9	行政系施設	役場庁舎・有線放送センター・消防団詰所 等
		10	公園	定住促進センター・国花苑管理棟・休憩所・運動広場・農村公園 等
		11	その他	最終処分場・浄水場・清掃センター 等
	インフラ系施設	1	道路（道路台帳延長）	
		2	橋りよう（橋りよう台帳橋りよう数）	
		3	上水道施設（管路）	
		4	下水道施設（管路）	

Ⅱ 公共施設等を取り巻く現状と将来見通し

1 人口の将来見通し

本町の人口は、上・下井河村の合併により井川村が誕生した昭和30年をピークに減少を続け、令和2年国勢調査人口では4,566人となっています。年齢別の人口構成でみると、平成7年を境に65歳以上の高齢者人口が15歳未満の年少者人口を上回り、少子高齢化が一層進行しています。

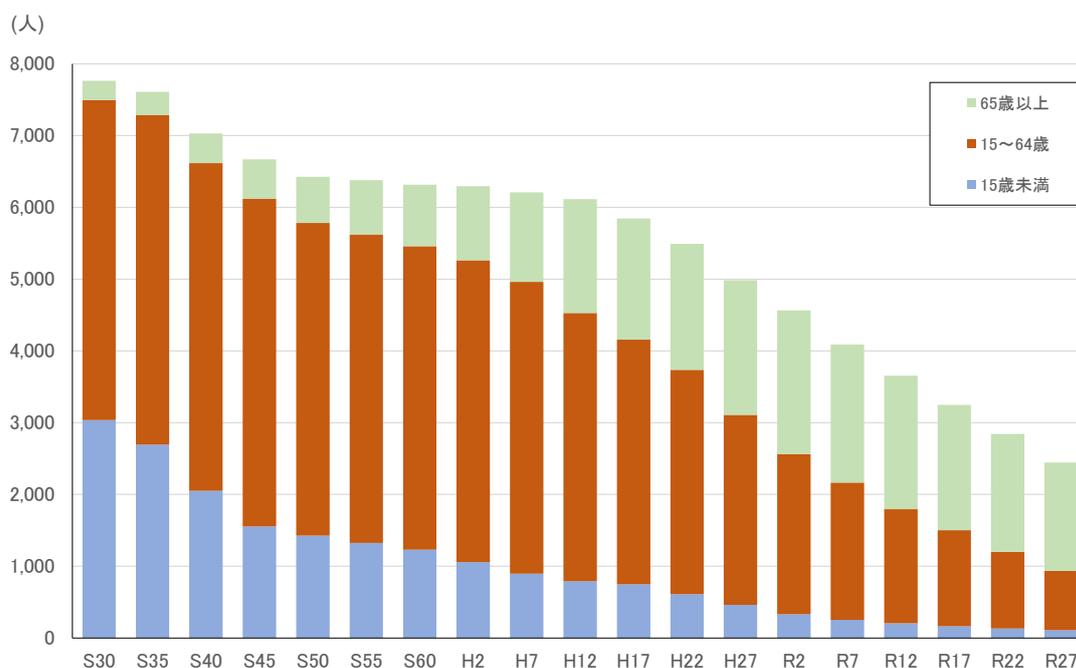
人口は今後も減少を続け、令和27年には2,445人（R2から46%減）と推計されています。

■年齢区分別人口推移

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7
15歳未満	3,035	2,694	2,050	1,553	1,426	1,325	1,231	1,057	896
15～64歳	4,459	4,595	4,568	4,570	4,358	4,298	4,229	4,206	4,067
65歳以上	269	322	412	546	643	757	856	1,031	1,245
総人口	7,763	7,611	7,030	6,669	6,427	6,380	6,316	6,294	6,208

	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
15歳未満	792	749	610	461	332	253	206	164	133	110
15～64歳	3,736	3,409	3,127	2,649	2,231	1,913	1,589	1,338	1,066	824
65歳以上	1,588	1,689	1,756	1,876	2,003	1,923	1,861	1,745	1,644	1,511
総人口	6,116	5,847	5,493	4,986	4,566	4,089	3,656	3,247	2,843	2,445

※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地位別将来推計人口」

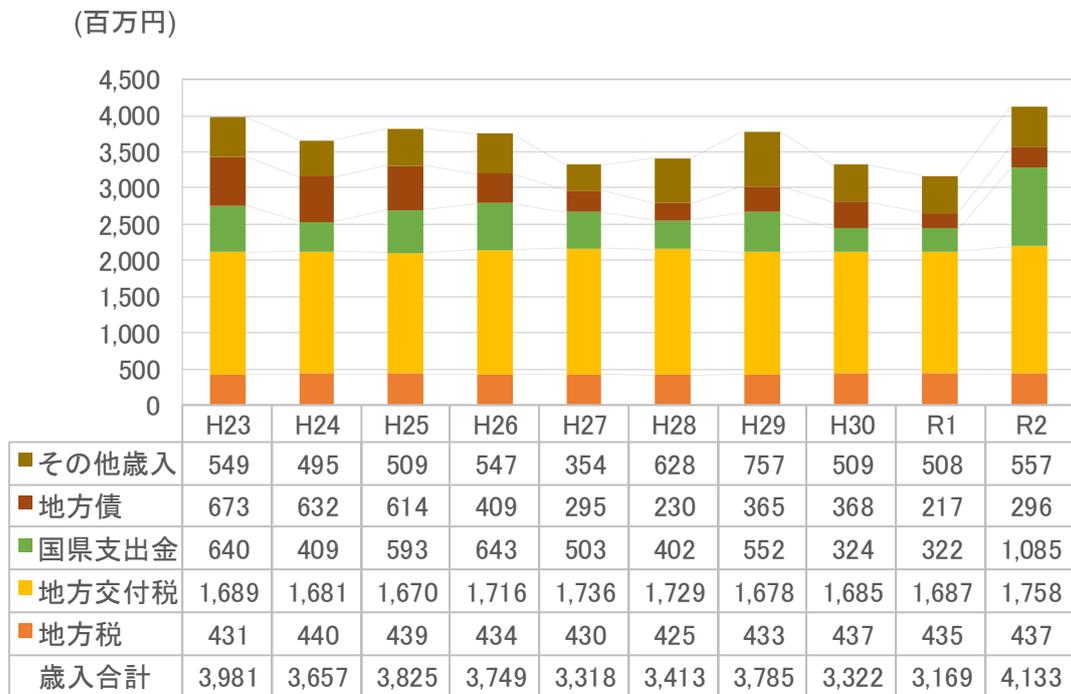


2 財政の状況

(1) 歳入の状況

令和2年度（2020年）における歳入決算額は約41.3億円で、前年から約9億円増加しています。過去10年間でみると、地方交付税は参入率の高い地方債を借り入れている影響もあり横ばいからやや増加傾向となっています。ただし今後については国勢調査人口の減少により交付税も減額と見ていくと予想されます。

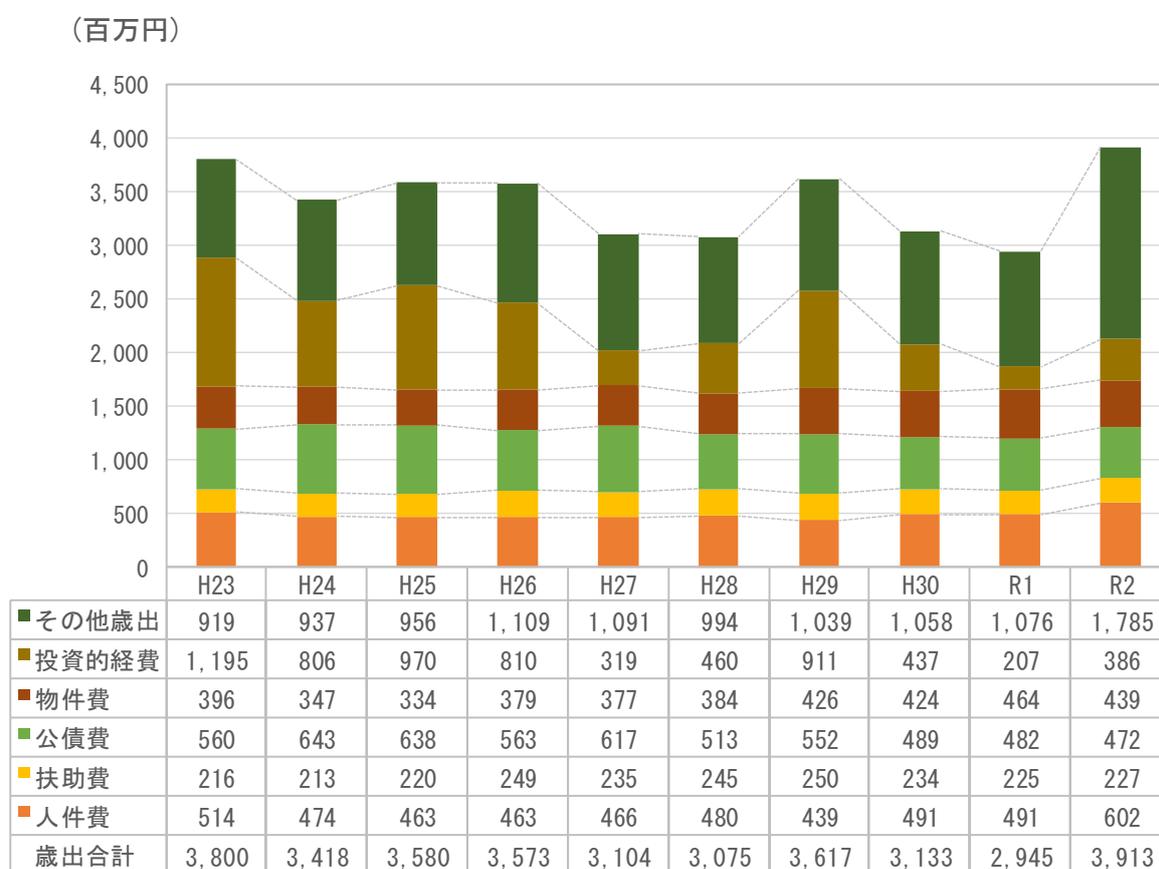
■歳入決算額の推移（普通会計決算）



(2) 歳出の状況

令和2年度(2020年)決算額は約39.1億円で、前年より約9.7億円増加しています。過去10年で見ると、決算額全体では中学校建設事業や施設耐震化等緊急防災・減災事業を実施した平成23年度(2011年)から26年度(2014年)、平成29年度(2017年)が他の年度と比べて高くなっています。

■歳出決算額の推移(普通会計決算)



3 公共施設の保有状況

(1) 建築物系施設の保有状況

建築物系施設は 186 施設、総延床面積は約 43,875 m²で、町民一人当たり 9.61 m²となっています。

■施設保有状況

	施設分類	施設数	延床面積 (m ²)	住民一人当たり 面積 (m ²)	構成率 (%)
建築物系施設	町民文化系施設	38	5,576	1.22	12.7%
	社会教育系施設	1	392	0.09	0.9%
	スポーツ・レクリエーション系施設	4	2,413	0.53	5.5%
	学校教育系施設	2	11,446	2.51	26.1%
	子育て支援施設	4	3,227	0.71	7.4%
	保健・福祉施設	3	6,158	1.35	14.0%
	医療施設	2	1,016	0.22	2.3%
	公営住宅	96	7,568	1.66	17.3%
	行政系施設	20	3,342	0.73	7.6%
	公園	8	1,325	0.29	3.0%
	その他	8	1,413	0.31	3.2%
	合計		186	43,875	9.61

■施設保有状況の推移

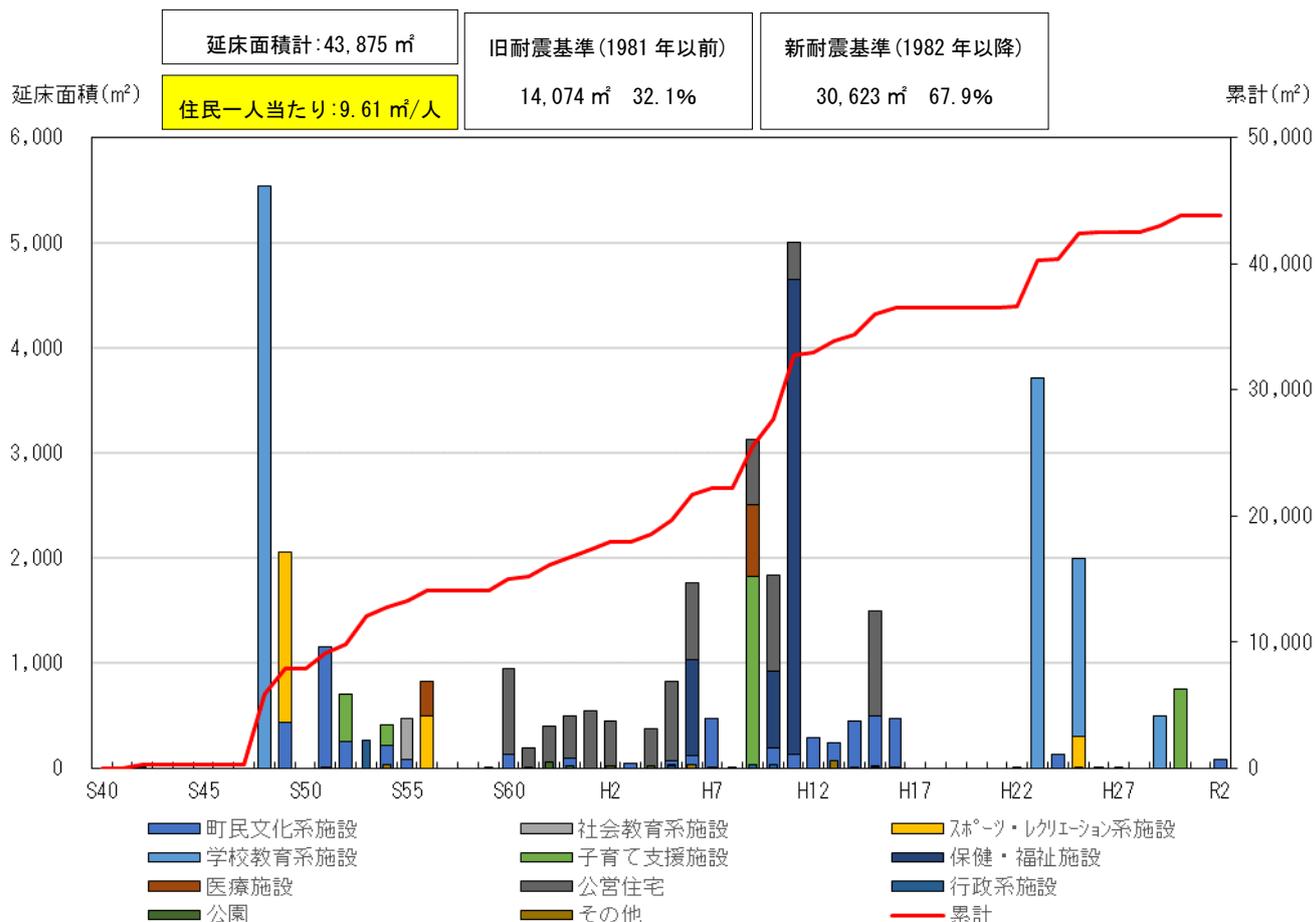
	項目	H27	R2	増減
建築物系施設	施設数	183	186	3
	延床面積 (m ²)	43,042	43,875	833
	有形固定資産 減価償却率 (%)	51.4	55.0	3.6

(2) 建築年度別整備状況

年度別整備状況では最も古い施設は浄水場と消防団詰所等で昭和 42 年度に建設されています。施設毎でみると小学校が昭和 48 年度、町民体育館が昭和 49 年度、農村環境改善センターが昭和 51 年度、役場庁舎が昭和 53 年度、町民武道館と歯科衛生センターが昭和 56 年にそれぞれ整備され、建設から 40 年以上が経過しています。また、町営住宅は昭和 60 年度から平成 15 年度にかけて整備され、古いものは築 35 年以上となっています。

なお、新耐震基準（昭和 56 年）より前に建築された施設のうち、耐震化が必要な一定規模以上の建築物については、すでに耐震化工事を実施済みです。

■建築物系施設の年度別整備状況



(3) インフラ系施設の保有状況

①道路

町道の路線数は 303 本、実延長は 129,880mとなっています。

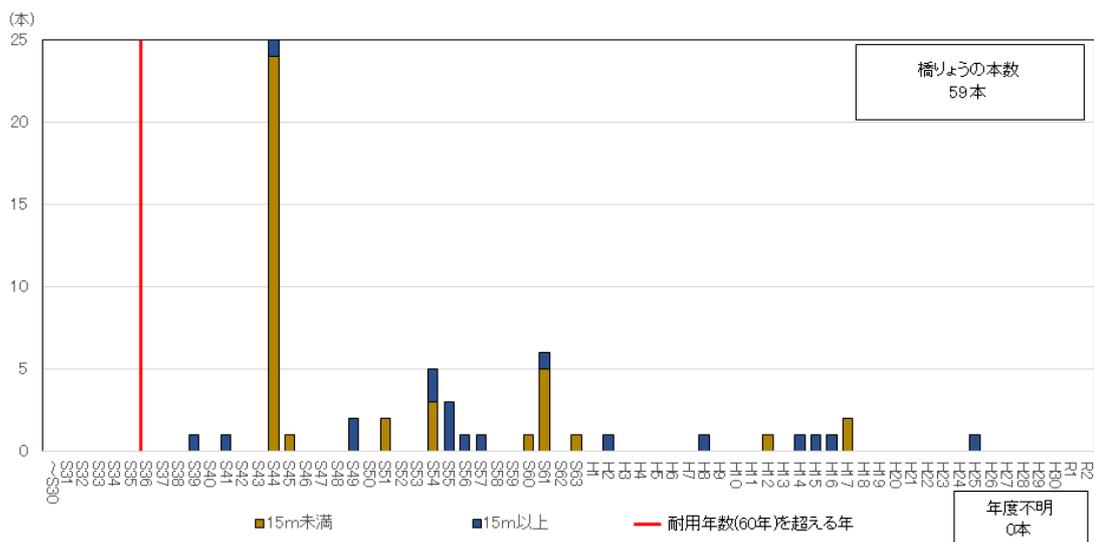
■道路の総量

分類	町道			町道合計
	1級(幹線)	2級(幹線)	その他	
実延長 合計(m)	37,160	4,307	88,413	129,880
道路面積 道路部(m ²)	325,944	24,078	446,899	796,921

②橋りょう

本町の橋りょう数は橋長 15m以上が 19 本、15m未満が 40 本の計 59 本となっています。

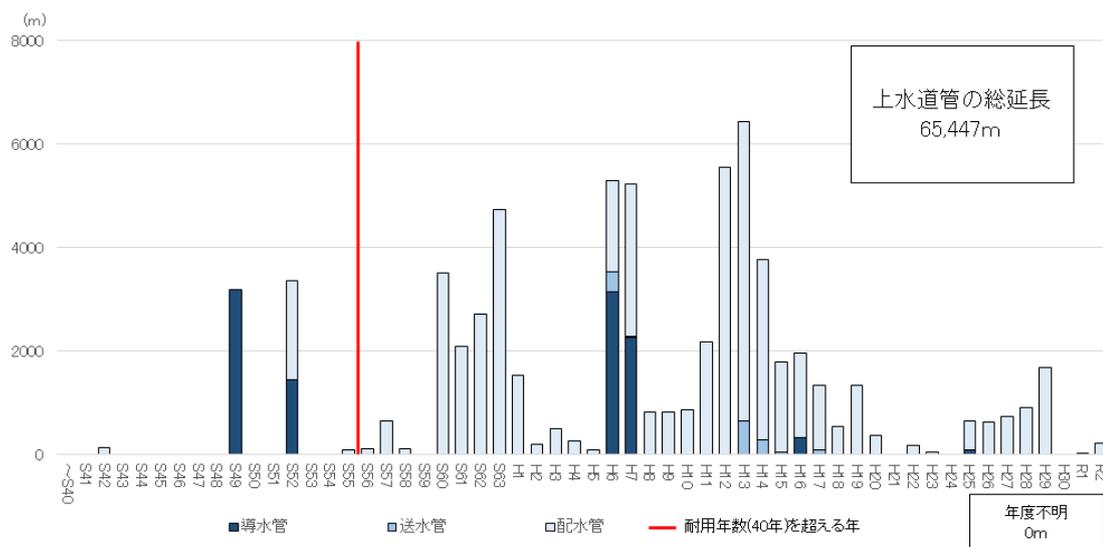
■橋りょうの年度別整備数



③上水道

上水道管の総延長は 65,447m で、昭和 60 年以降に整備された排水管が耐用年数を超える令和 7 年頃から更新需要がやや集中することが予想されます。

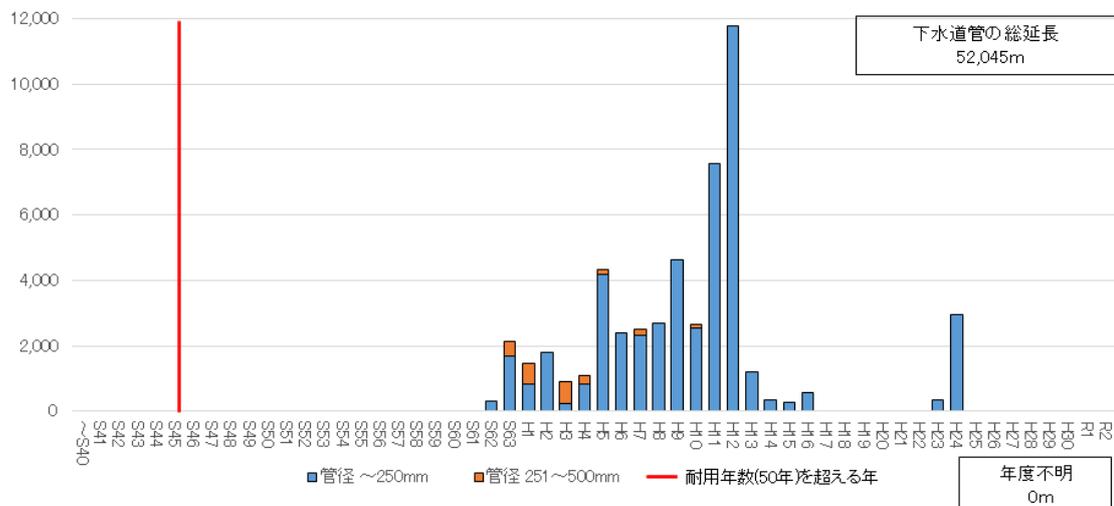
■上水道管の年度別整備延長



④下水道

下水道管の総延長は 52,045m ありますが、主に昭和 63 年以降に整備されてきた施設であるため、更新需要を迎えるのは約 15 年後と想定されます。

■下水道管の年度別整備延長



(4) 現在要している維持管理・更新等に係る経費

維持管理・更新等に係る経費の過去3年平均は、維持管理・修繕が約0.7億円、改修が約1.7億円、更新等が約1.3億円、合計で3.7億円となっています。

■維持管理・更新等に係る経費（平成30年度～令和2年度の3年平均）

(百万円)

公共施設	施設分類	維持管理 ・修繕	改修	更新等	合計
建築物系施設	町民文化系施設	4	7	21	32
	社会教育系施設	0	0	0	0
	スポーツ・レクリエーション系施設	2	8	0	10
	学校教育系施設	3	0	7	10
	子育て支援施設	3	14	5	22
	保健・福祉施設	2	45	0	47
	医療施設	1	0	0	1
	公営住宅	3	5	1	9
	行政系施設	4	50	0	54
	公園	21	5	6	31
	その他	2	0	0	2
インフラ系施設	道路	11	0	65	76
	橋りょう	3	26	0	29
	上水道	3	5	27	34
	下水道	10	0	2	11
合計		71	165	132	369

4 将来更新費用（単純更新した場合）の見込み

（１）将来更新費用推計の前提条件

総務省から提供されている試算ソフトを活用し、公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定した場合の更新費用を推計します。

なお、更新実施年数を既に経過している場合、公共施設は 10 年、橋りょう、上・下水道は 5 年で均等に建て替えを実施するものと仮定し推計します。

■前提条件

種 別	前 提	数 量
建築物系施設	30 年後に大規模改修（修繕期間 2 年）	延床面積（㎡）
	60 年後に建替え（建替え期間 3 年）	
道路	15 年ごとに打換え	舗装面積（㎡）
橋りょう	60 年後に更新	橋りょう面積（㎡）
上水道（管路）	40 年後に更新	管路延長（m）
下水道（管路）	50 年後に更新	管路延長（m）

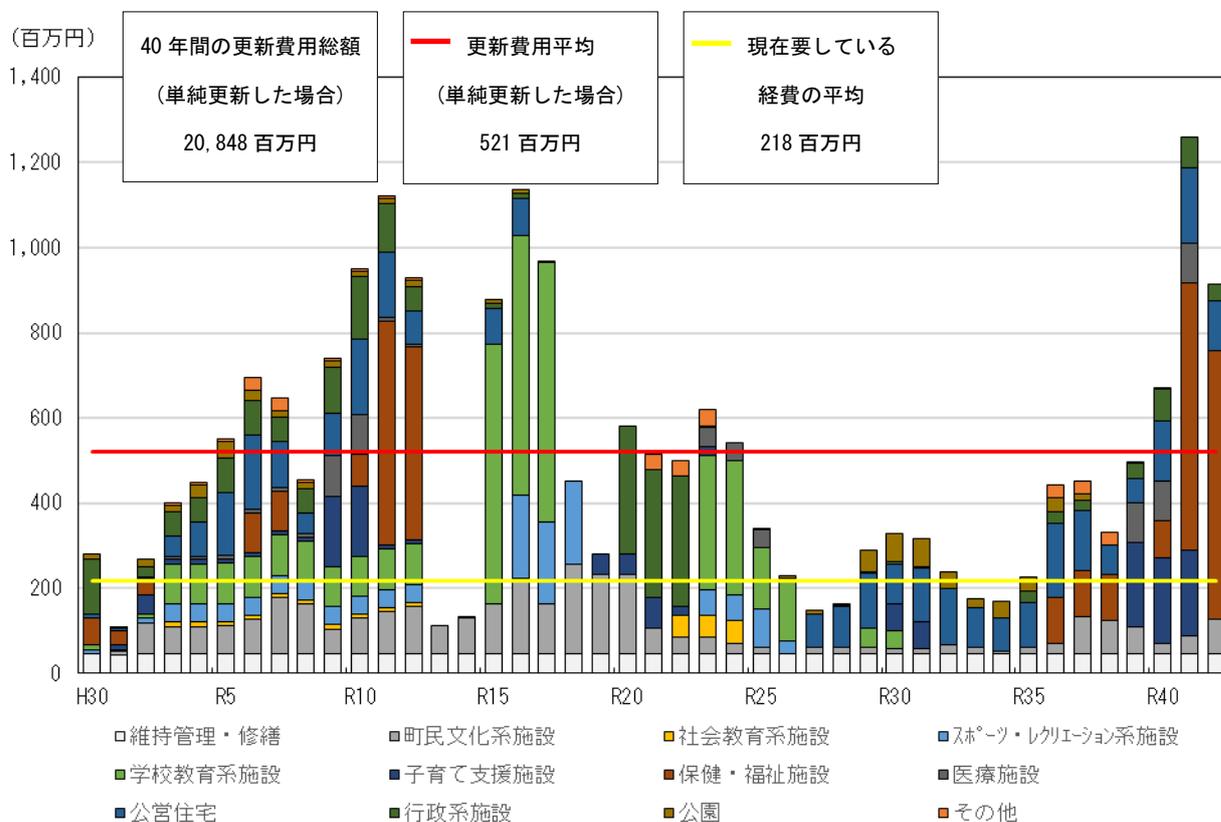
※更新単価については他の地方公共団体との比較を容易にするため試算ソフト標準の単価を用いることとしています。そのため、個別の施設長寿命化計画等のシミュレーションとは一致しないことがあります。

(2) 建築物系施設の将来更新費用

今後 40 年間、全ての建築物系施設を保有し続けると仮定した場合、更新費用の総額は約 208 億円、年平均では約 5.2 億円となります。過去 3 年間の維持管理・更新等に係る経費は年平均約 2.2 億円であり、比較すると 2.4 倍となります。

また、今後しばらくは大規模改修が主な更新需要となりますが、11 年ほど経過後の令和 15 年頃からは築 60 年を経過した建築物の建替え需要が高まることが想定されます。

■ 建築物系施設の 40 年間更新費用

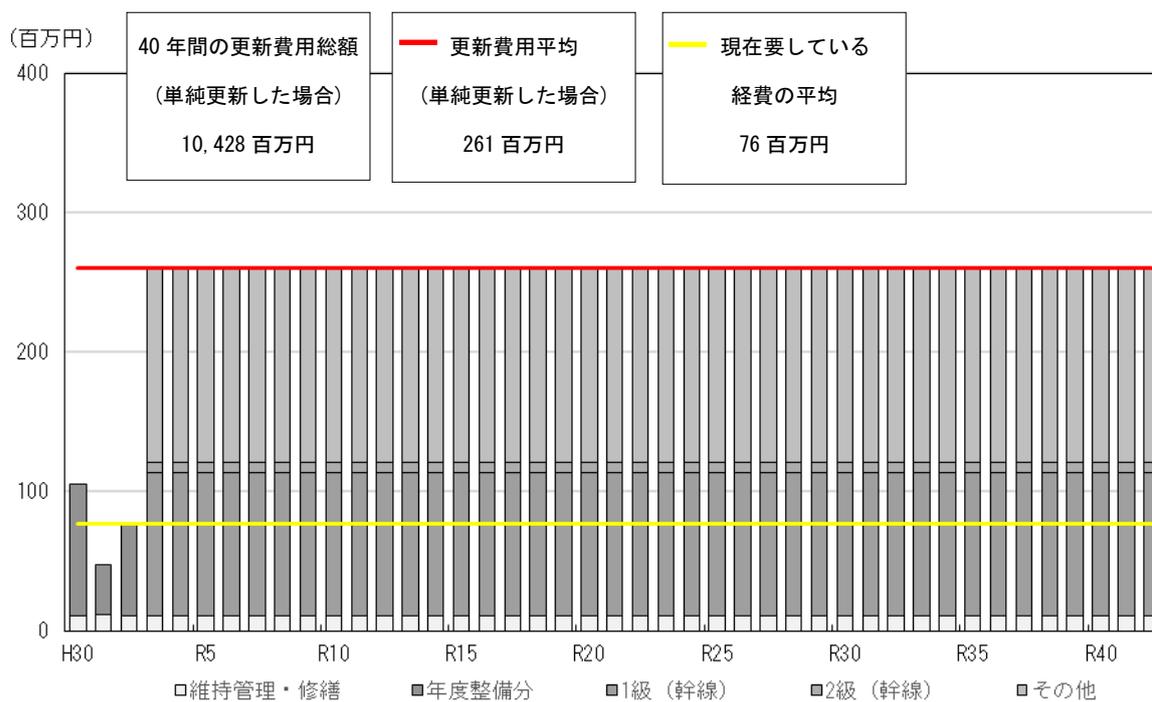


(3) インフラ系施設の将来更新費用

①道路

道路の総量に対する更新費用を試算すると、40年間の整備額は約104億円、1年あたりでは約2.6億円となり、過去3年の平均0.8億円と比較すると3.3倍となります。

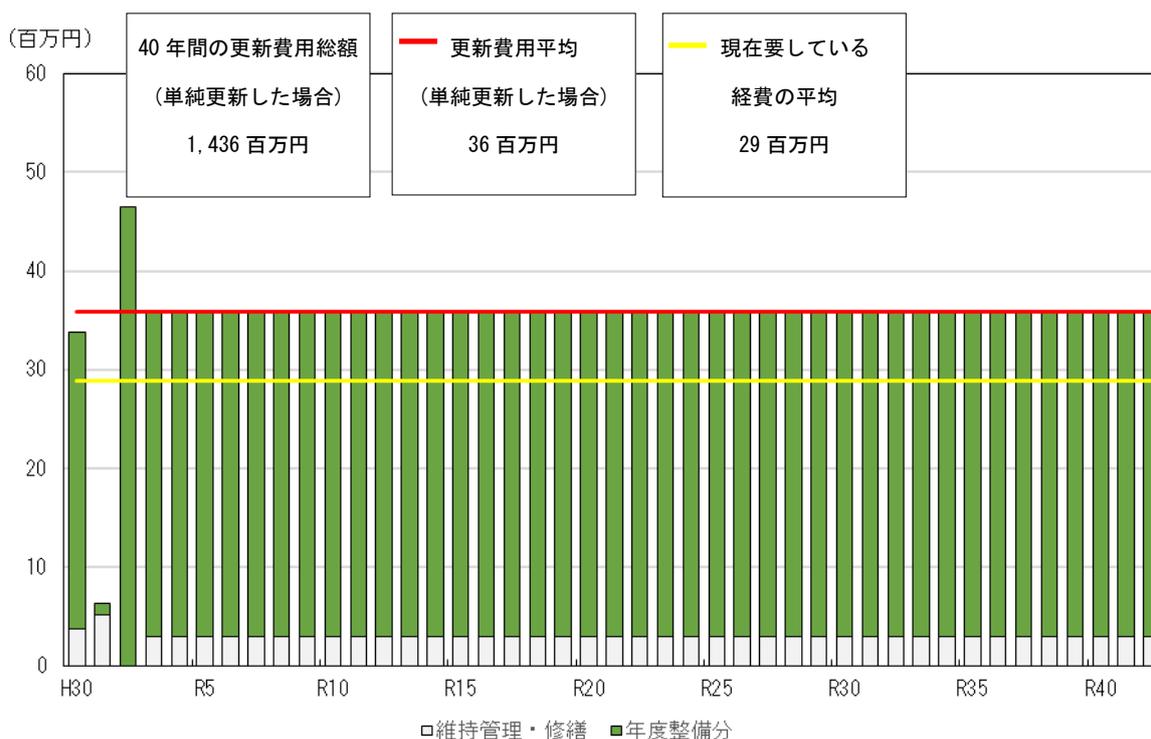
■道路の40年間更新費用



②橋りょう

橋りょうの40年間の整備額は約14億円となり、1年あたりでは0.3億円となります。

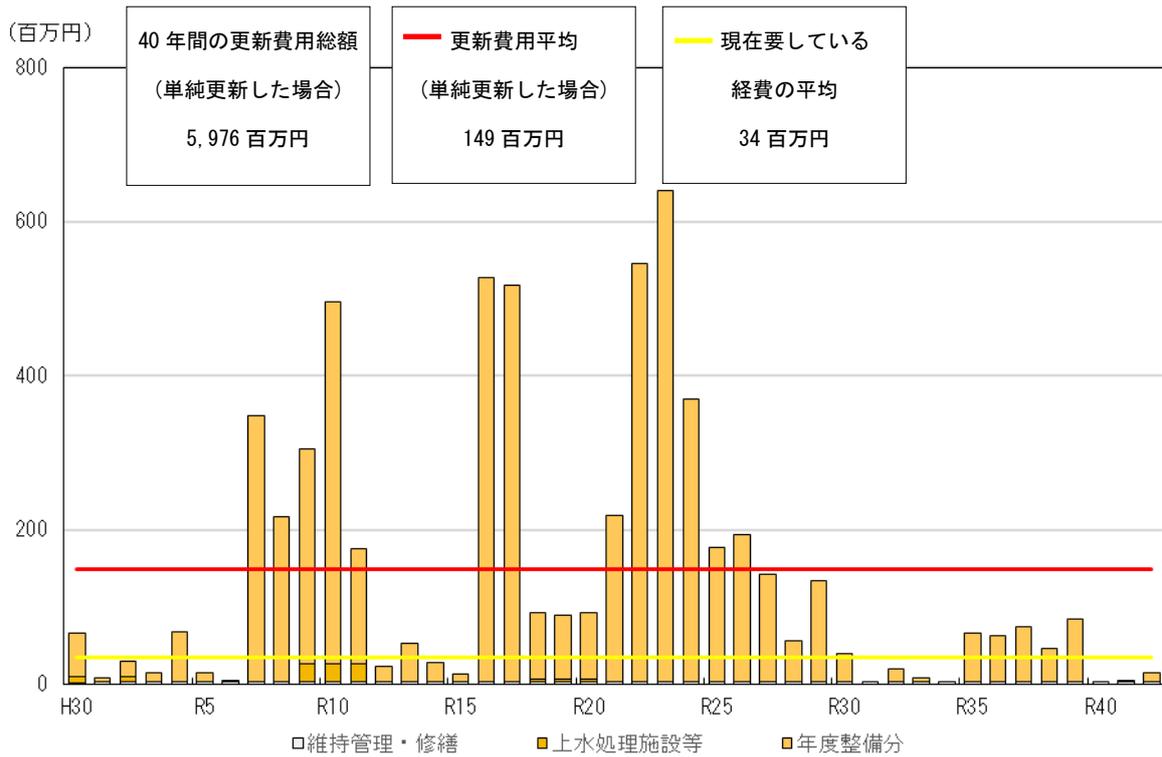
■橋りょうの40年間更新費用



③上水道

上水道管や処理施設の40年間の整備額は約60億円となり、1年あたりでは1.5億円となります。

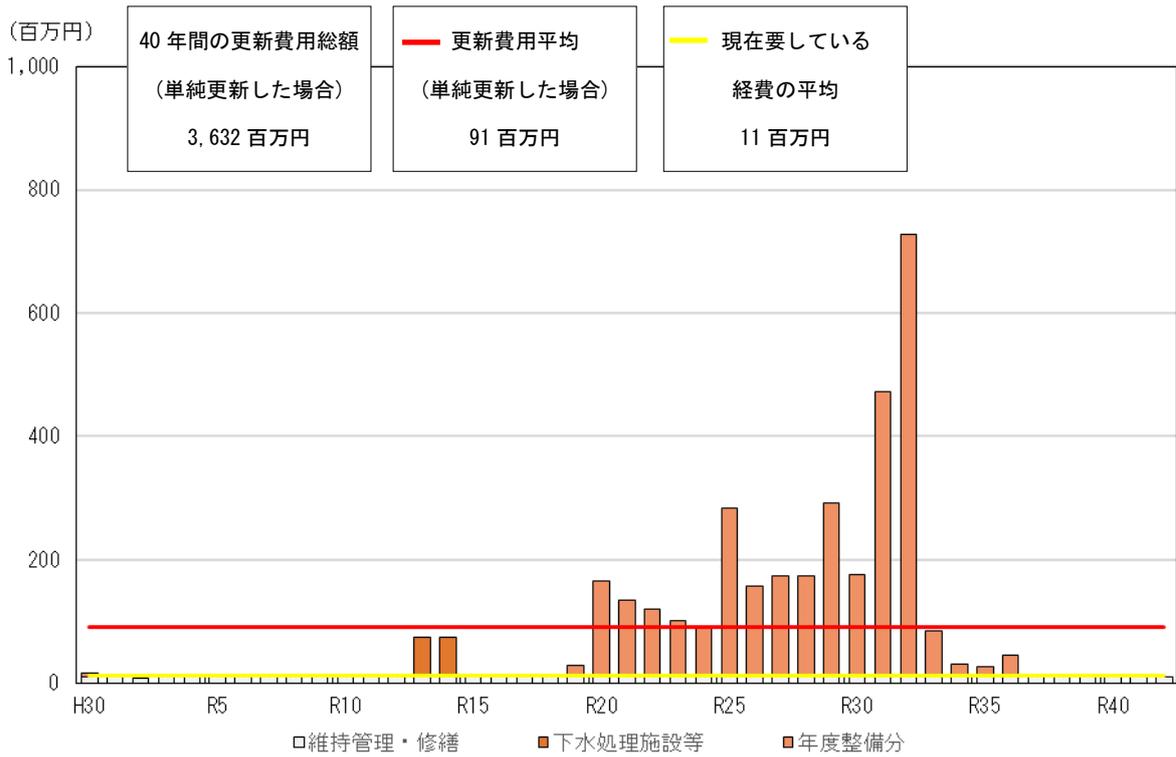
■上水道の40年間更新費用



④下水道

上水道設備の40年間の整備額は約36億円となり、1年あたりでは0.9億円となります。

■下水道の40年間更新費用

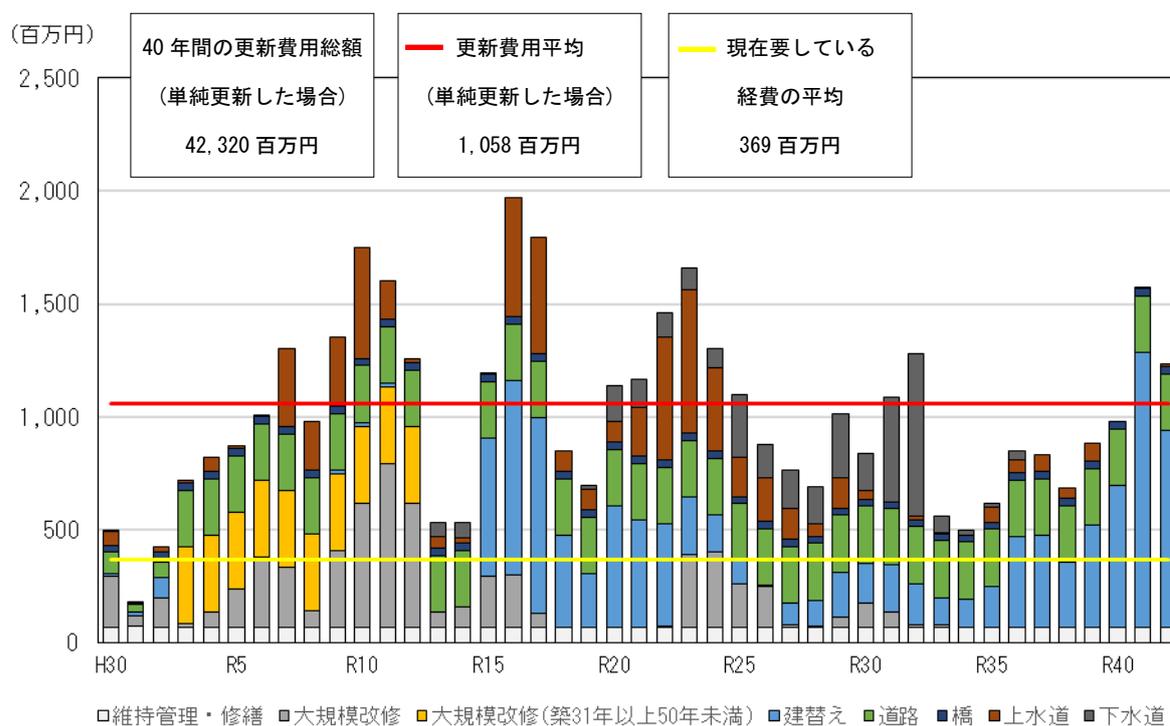


(4) 公共施設全体の将来更新費用の推計

公共施設全体の将来負担を推計すると、40年間の整備額は約423億円となり、1年あたりでは10.6億円となります。

過去3年間の維持管理・更新等に係る経費は3.7億円であり、6.9億円の追加費用が必要と試算されます。

■公共施設全体の40年間更新費用



5 将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の見込み

将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の試算については、「4 将来更新費用（単純更新した場合）の見込み」をベースとしつつ、個別施設計画における事業費見込みや地方公会計制度により整備された固定資産台帳データ等を活用して算定しました。将来更新費用（単純更新した場合）の算定方法と異なるものの概略は以下のとおりです。

（1）将来更新費用推計の前提条件

本町が保有する公共施設等について、それぞれ同じ面積、延長、設置数等で更新すると仮定します。ただし、本町の個別施設計画における「基本的な方針」にて解体処分又は譲渡を検討している公共施設については更新しないものとします。

①建築物系施設

本町が保有する建築物系施設の延床面積の約半数が木造であることから、より実態に即した更新費用の算出のため、建築物系施設について鉄筋・鉄骨コンクリート造および鉄骨造と木造に区別し、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考に目標使用年数（建替え時期）を下記のように設定します。

改修時期は、上記目標使用年数まで使用するため、築20年経過後に原状回復のための中規模修繕を行い、目標使用年数の中間期に大規模改修を実施、その後改築までの期間に再度原状回復のための中規模修繕を行うと仮定します。なお、令和2年度までに中規模修繕及び大規模改修時期を迎えているものは既に行ったものとしします。

前提条件				
構造	建替え	改修		
	目標使用年数	築20年	築40年	築60年
鉄筋・鉄骨コンクリート造 鉄骨造	80年	中規模修繕	大規模改修	中規模修繕
木造	40年	大規模改修		

更新費用について、建替え費用は地方公会計制度により整備された固定資産台帳における取得価額を用います。ただし、固定資産台帳における取得価額は昭和 60 年度以降取得のものは実際の取得価額ですが、昭和 59 年度以前のものには再調達原価となっているため、昭和 60 年度以降取得のものは地方公会計の固定資産台帳における取得価額、昭和 59 年度以前取得のものは試算ソフトの単価を用います。

改修費用は中規模修繕を建替え費用の 3 割、大規模改修を建替え費用の 6 割とします。

■建築物系施設の更新費用

施設分類	建替え単価・費用		改修費用	
	昭和 59 年度以前 (万円/㎡)	昭和 60 年度以降	中規模修繕	大規模改修
町民文化系施設	40	固定資産台帳 の取得価額	建替え費用の 3割	建替え費用の 6割
社会教育系施設	40			
スポーツ・レクリ エーション系施設	36			
学校教育系施設	33			
子育て支援施設	33			
保健・福祉施設	36			
医療施設	40			
公営住宅	28			
行政系施設	40			
公園（建物）	33			
その他	36			

②道路

舗装の個別施設計画における診断結果に基づく計画期間内の修繕費用の見通しを用います。

③橋りょう

井川町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕（予防保全と事後保全の組み合わせ）の事業費見込みを用います。

④上水道

個別施設計画が策定されていないので、「4 将来更新費用（単純更新した場合）の見込み」と同様とします。

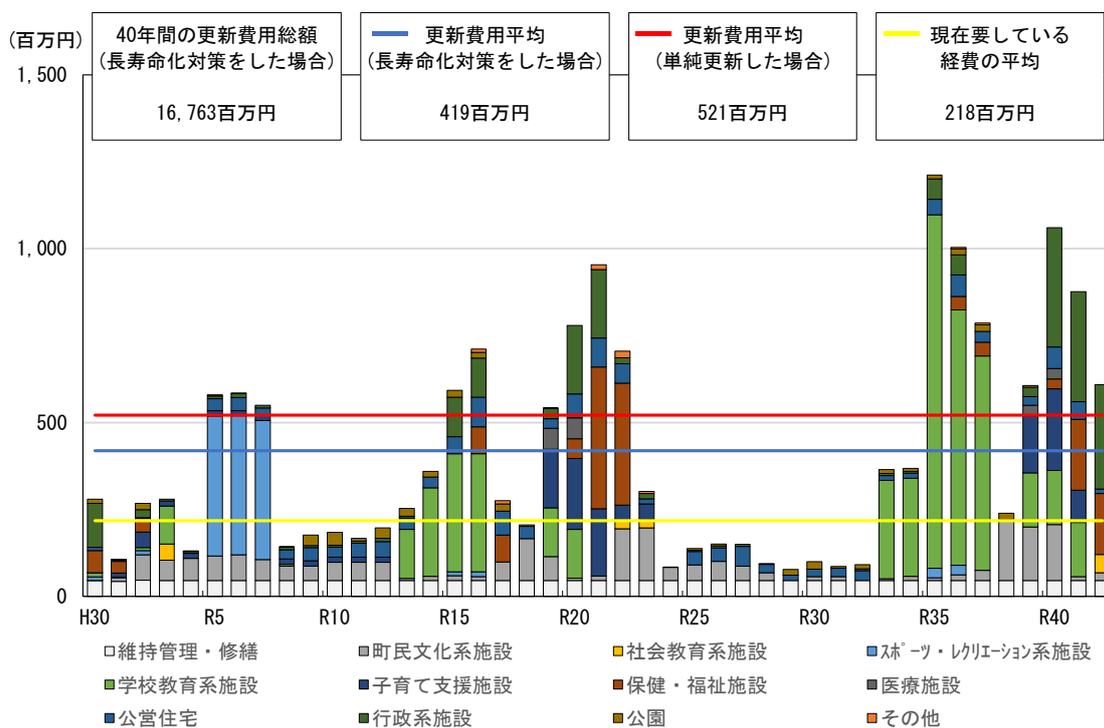
⑤下水道

個別施設計画が策定されていないので、「4 将来更新費用（単純更新した場合）の見込み」と同様とします。

(2) 建築物系施設の将来更新費用

長寿命化対策を実施した場合の建築物系施設の更新費用は40年間で約168億円、年平均約4.2億円となります。単純更新した場合と比較すると40年間で約41億円の削減となります。

■建築物系施設の40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）

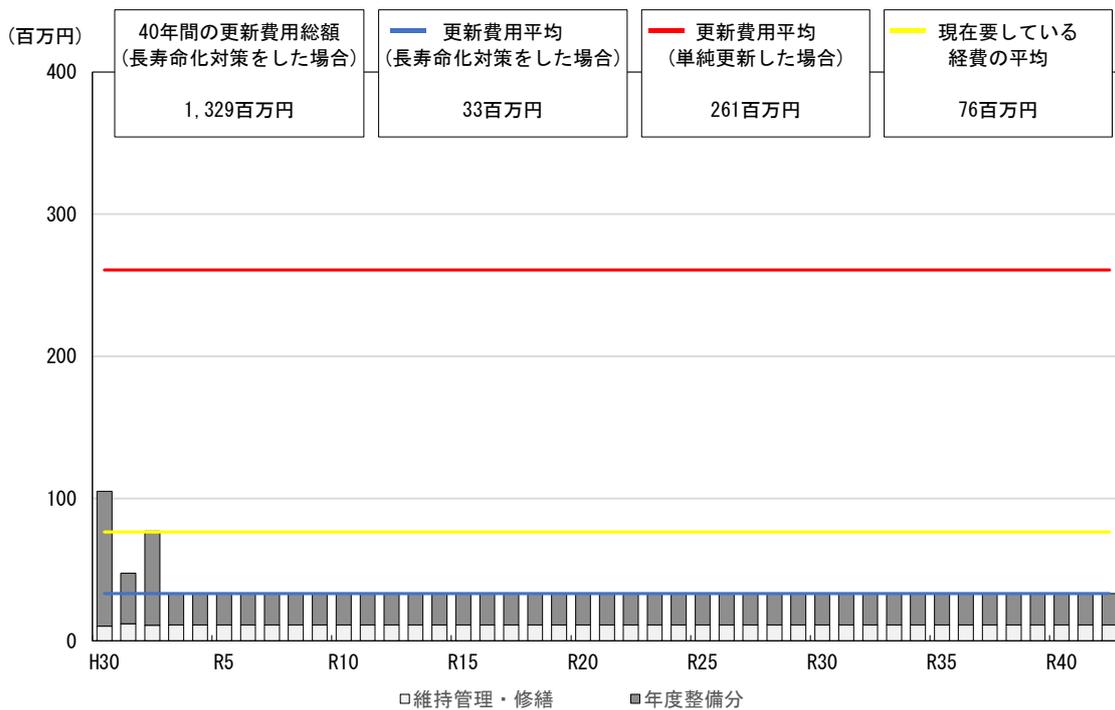


(3) インフラ系施設の将来更新費用

①道路

長寿命化対策を実施した場合の道路の更新費用は40年間で約13億円、年平均約0.3億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約91億円の削減となります。

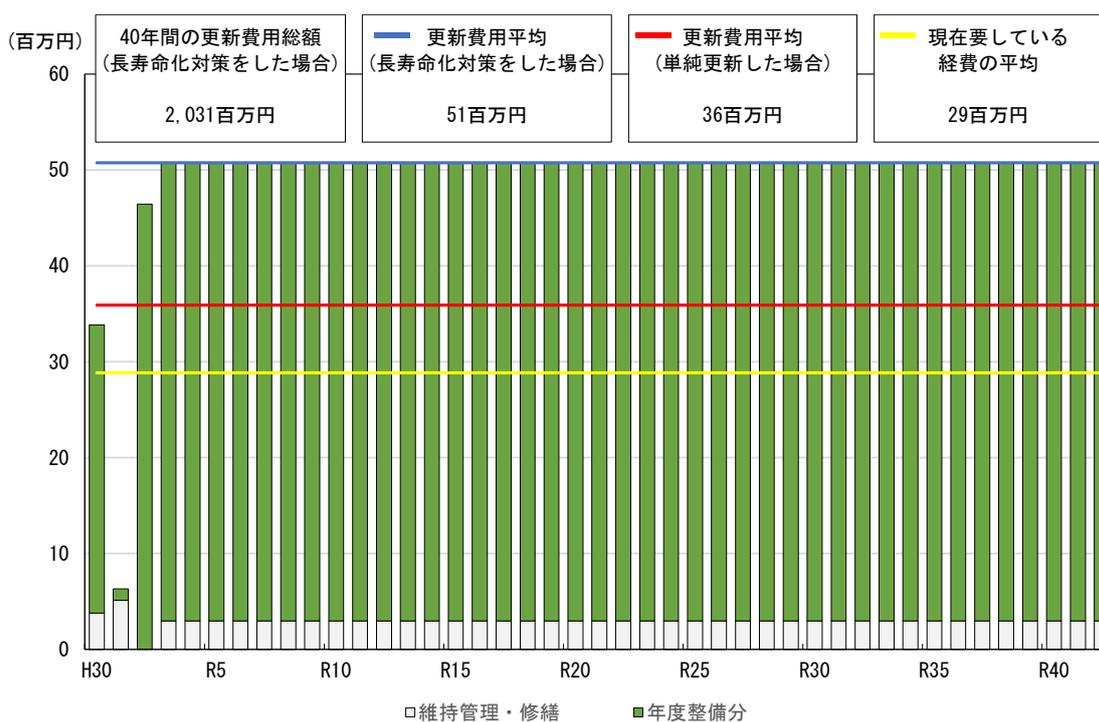
■道路の40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）



②橋りょう

長寿命化対策を実施した場合の橋りょうの更新費用は40年間で約20億円、年平均約0.5億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約6億円の増加となります。

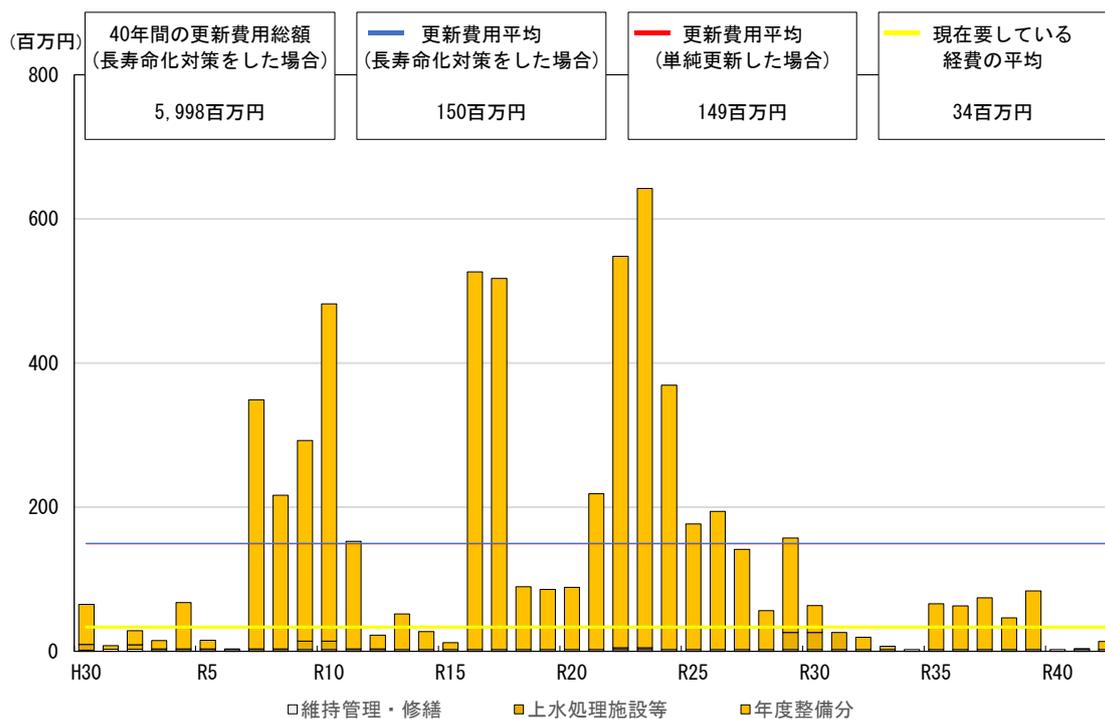
■橋りょうの40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）



③上水道

長寿命化対策を実施した場合の上水道の更新費用は40年間で約60億円、年平均約1.5億円となります。

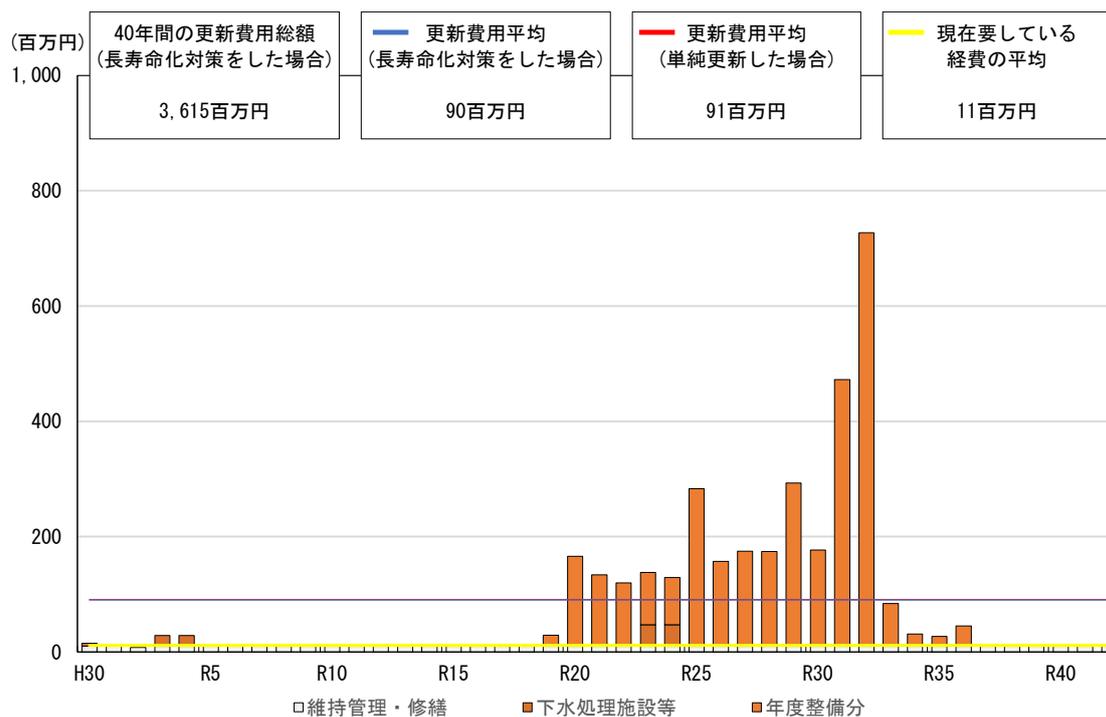
■上水道の40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）



④下水道

長寿命化対策を実施した場合の下水道の更新費用は40年間で約36億円、年平均約0.9億円となります。

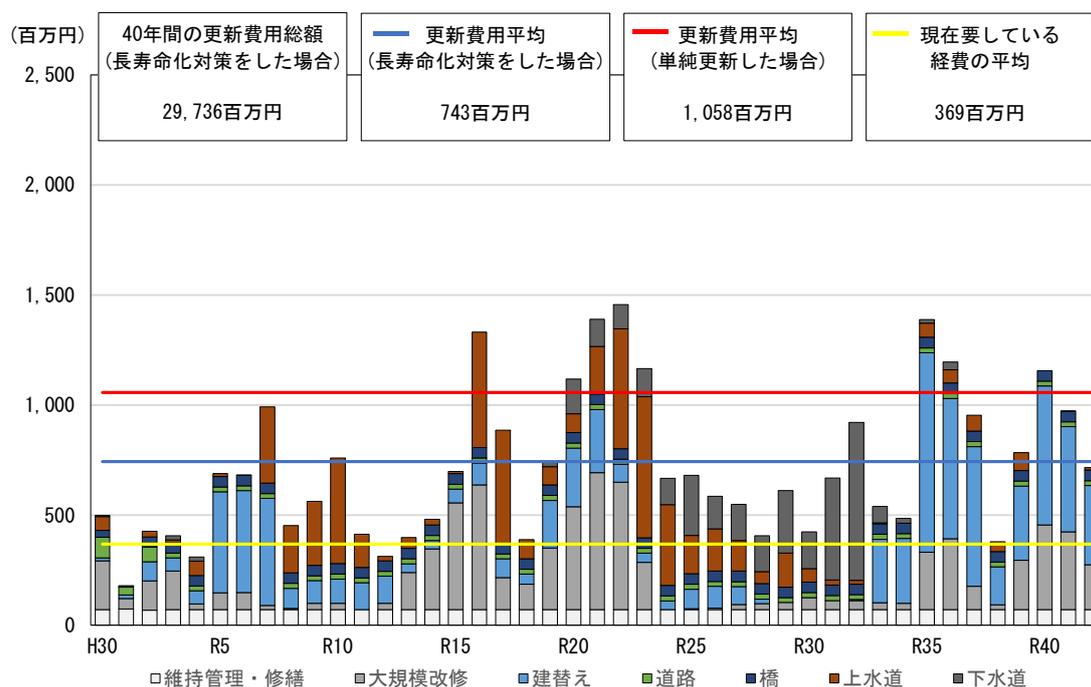
■下水道の40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）



(4) 公共施設等全体の将来更新費用

長寿命化対策を実施した場合の公共施設全体の将来負担を推計すると、40年間で約297億円、年平均約7.4億円となります。単純更新した場合と比較して40年間で約126億円の削減となりますが、過去3年間の維持管理・更新等に係る経費と比較すると、約2倍の費用が必要と試算されます。

■公共施設全体の40年間更新費用（長寿命化対策を反映した場合）



■将来更新費用（長寿命化対策を反映した場合）の対策の効果

(百万円)

種別	維持管理・修繕	改修	更新 (建替え)	合計 A	単純更新した場合 B	長寿命化対策の効果額 A-B	現在要している経費 (過去3年平均)
建築物系施設	1,800	6,547	8,415	16,763	20,848	△4,086	218
道路	440	0	889	1,329	10,428	△9,099	76
橋りょう	119	0	1,912	2,031	1,436	594	29
上水道	101	27	5,871	5,998	5,976	22	34
下水道	394	112	3,110	3,615	3,632	△16	11
合計	2,854	6,686	20,196	29,736	42,320	△12,585	369

6 現状や課題に関する基本認識

今後の人口減少に伴い、町の財政面では税収や地方交付税の減少が見込まれるほか、高齢化の進行により社会保障費の支出が増加していくと予想されます。

また一方で今後多くの公共施設が更新時期を迎え、その維持更新費用も増大すると想定されます。人口が減少していくなか、施設維持のための費用は増えるわけですので、必然的に1人当たりの負担が大きくなることとなります。

限られた財源の中で、必要な公共施設等を維持するとともに災害に対応できるインフラ施設を含めた社会基盤の備えを確保するため、利用者のニーズを見極めながら、長寿命化や改修・更新を計画的に実施していくことが求められます。

Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間

本計画は本町が保有する公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものであり、計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

2 推進体制

公共施設の総合的かつ計画的な管理にあたっては、各施設の所管部署と連携を図りながら、町長を中心とし全庁的に取り組みます。また、それぞれの施設の状態についてはデータベース等を活用し情報の共有化を図ります。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 基本方針

基本方針1 長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、損傷等が発生した後に修繕などを行うのではなく、計画的に予防保全のための改修を実施することで長寿命化を図るとともに更新需要を分散します。

基本方針2 施設の適正配置・最適化

町の保有している公共施設等について、最適な規模、配置、利用状況を見極め、必要に応じて統合や廃止、用途転用等を検討します。

また、必要なサービス水準を確保しつつ、人口減少や住民ニーズの変化も考慮し将来を見据えた施設の適正配置について検討していきます。

基本方針3 トータルコストの削減

建築物系施設の延床面積の縮減、上下水道施設の長寿命化対策等を実施することでトータルコスト（将来更新費用）の30%削減を目指します。

(2) 管理に関する方針

①点検・診断等の実施方針

継続的な利用が確実に見込まれる施設については、法定点検のほか、予防・保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査・点検を実施していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設をできる限り長く使用する認識のもと、日常点検や定期的な点検により状態の的確な把握に努め、早期段階に予防的な修繕を実施することで長期にわたる機能の保持と維持管理コストの削減を図ります。また、更新を行う場合にも利用率や他施設との統合、小規模化等について十分に検証を行います。

③安全確保の実施方針

老朽化等により危険度が高いと認められた施設については、利用率、効用等を検証し、その結果によっては統廃合及び取り壊しの対象とします。施設を存続する場合は速やかに安全対策及び長寿命化対策を実施します。

④耐震化の実施方針

現在の基準で耐震化が必要とされる一定規模以上の建物については全て耐震化工事を実施済みですが、今後も利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するため必要な整備を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

既に策定済みの橋梁長寿命化計画および道路長寿命化計画については本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については本計画に準じて予防的修繕を重視するとともに、必要に応じて個別に計画を策定し施設の長寿命化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

今後の住民ニーズの変化に対応しつつ、利用状況、費用等の状況を踏まえ必要に応じて規模の縮小や統廃合について検討します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

公共施設を効率的に運営していくというコスト意識を全庁的に共有し、「井川町総合振興計画」等の関連計画との整合性を図りながら、総合的かつ計画的な管理を実施していきます。

⑧ユニバーサルデザイン化の実施方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

Ⅳ 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に準じ、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め、取り組みを進めます。

1 建物系施設に関する基本方針

① 町民文化系施設

住民が集う場であるため、安全性の確保や施設の効率的な維持、長寿命化の観点に加え、将来の人口減少を踏まえ、施設規模や更新の方向性を検討していきます。

農村環境改善センター・地区分館・集会所・ふるさと交流センター・コミュニティセンター・防災センター 等

② 社会教育系施設

予防的修繕を実施することで施設の長寿命化を図ります。また、利用状況等を踏まえた管理効率の向上に努めます。

歴史民俗資料館

③ スポーツ・レクリエーション系施設

比較的利用率の高い施設であるが、体育館と武道館について老朽化が進行しているので建替えを検討していきます。

町民体育館・武道館・スポーツ交流館

④学校教育系施設

小中一貫の義務教育学校開設により、小学校を中学校に統合しました。児童生徒に安全安心な教育環境を提供するとともに、災害時における拠点施設の一つとして安全を確保できるよう必要な整備を実施してまいります。また、統合後の小学校校舎の利活用について、一部解体処分を実施して今後の利活用を検討します。

小学校・中学校

⑤子育て支援施設

「井川町総合戦略」に基づき、子育て支援多世代交流館が建設され、今後は定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図ります。既存のこどもセンター等については子どもたちの安全を第一に考え、必要な改修等を実施し施設の長寿命化を図ります。

こどもセンター・児童館・子育て支援多世代交流館 等

⑥保健・福祉施設

長寿命化の観点で施設の維持を図りながら、少子高齢化による需要の動向を踏まえた機能確保に努めます。

健康センター・老人福祉センター・特別養護老人ホーム

⑦医療施設

効率的な維持管理により長寿命化を図るとともに、災害時の拠点施設としての機能を確保します。

診療所・歯科衛生センター

⑧公営住宅

老朽化の状況や入居率等を考慮しながら、計画的に更新を実施していきます。また、定期的な点検や予防的修繕を実施することで長寿命化を図ります。

町営住宅・教員住宅

⑨行政系施設

町民へのサービス水準の維持向上や災害対応に配慮しつつ、効果的・効率的な行政運営が可能となるよう計画的に改修等を実施していきます。消防団関係の施設については、地域防災の活動拠点としての機能を確保するとともに、今後の分団の編成状況にあわせ施設の統廃合についても検討します。

役場庁舎・有線放送センター・消防団詰所 等

⑩公園

公園施設については利用状況を考慮し、遊具等の適切な点検に基づく維持管理を図っていきます。

小規模な地区広場等は維持管理について地域の住民との連携を進めます。

定住センター・国花苑管理棟・休憩所・地区運動広場・農村公園 等

⑪その他

適切な点検・管理により長寿命化を図ります。

清掃センターについてはごみ処理の広域化により現在は倉庫兼作業場、一時的な粗大ごみ置き場としての利用となっておりますが、今後大規模な改修は実施せず、老朽化の状況を見極め適切な時期に施設を解体します。

最終処分場・浄水場・清掃センター 等

2 インフラ施設に関する基本方針

① 道路

道路施設の整備については、舗装の個別施設計画に基づき、路面の損傷具合や利用状況を考慮し優先順位を決めて管理することで、維持補修費の平準化を図ります。

② 橋りょう

長寿命化計画に基づいた計画的かつ予防的な修繕対策を徹底し、長期的な事業費の縮減を図ります。

③ 上水道

計画的に予防的修繕を実施し、補修費の平準化を図ることでライフラインを安定的に維持していきます。

④ 下水道

長寿命化を踏まえた計画的な改修により、補修費の平準化、トータルコストの縮減を図ります。

V フォローアップの実施方針

この計画の内容については、定期的な進捗管理を行うとともに、今後の財政状況や所有する資産などの変化に応じてその都度見直すこととします。

見直しにあたっては、適切に情報の提供を行います。